

野焼きの禁止について

野焼きに関する苦情の多くが、住宅地付近での焼却による煙や悪臭等に関するものです。

野焼きは、以下のような例外を除いて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第16条の2に規定されている焼却禁止規定違反となり、「5年以下の懲役又は1000万円以下の罰金」が科せられます。

住宅地付近での野焼きは、周辺住民に迷惑をかけることになりまますので、自粛してください。

- 風俗習慣上、又は宗教上の行事を行うため必要な廃棄物の焼却
どんど焼き、正月のしめ縄・門松等を焚く行事、塔婆の供養焼却 など
- 農業・林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
焼き畑、畔の草及び下枝の焼却、漁網にかかった海産物等の焼却 など
- その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの
落ち葉焚き、たき火、キャンプファイヤー など

